

## 第2章 重点整備地区と生活関連経路

---

## 2-1 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

### 2-1-1 基本方針

「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、全ての市民が社会に参加できる地域づくりを目指し、多くの市民が訪れる駅周辺などで歩いて暮らせるまちづくりの推進を掲げています。

基本構想では、重点的かつ一体的に、ハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的とし、重点整備地区<sup>※1</sup>の整備方針を以下のように定めました。

#### 【連続した歩行空間ネットワークの形成】

- 生活関連施設<sup>※2</sup>相互を結ぶ生活関連経路<sup>※3</sup>は、1つ以上のバリアフリー化された経路を確保し、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- 地区のあるべきネットワーク全体の観点から、人通りが多いなどバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、さらなる歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

#### 【生活関連施設及び車両のバリアフリー化の推進】

- 生活関連施設や都市公園、路外駐車場及び車両において、着実な事業推進により、高齢者、障がい者等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図っていくこととします。

#### 【市民、施設管理者、行政の協働】

- 各施設管理者が施設などのハード面におけるバリアフリー整備を行うだけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、緊密に連携し協働します。
- 「心のバリアフリー」に関する啓発活動や教育活動、広報活動の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

※1：重点整備地区とは

バリアフリー化に関する事業を重点的、一体的に実施することを旨とするために指定した地区

※2：生活関連施設とは

高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設として基本構想の中に位置付けるもの

※3：生活関連経路とは

生活関連施設間を結ぶ経路

## 2-2 重点整備地区と生活関連経路の位置及び範囲

### 2-2-1 法が定める要件

バリアフリー新法では、重点整備地区の範囲の設定について以下のように定められています。

#### 第二条 二十一

重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

交通バリアフリー法では特定旅客施設を中心として重点整備地区を設定し、旅客施設と主要な施設を結ぶ経路のバリアフリー化を優先することとしていました。一方、バリアフリー新法では、旅客施設を含まない重点整備地区の設定も可能になったとともに、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の生活関連施設相互を結ぶ経路も優先的にバリアフリー化すべき経路として設定することが可能になりました。

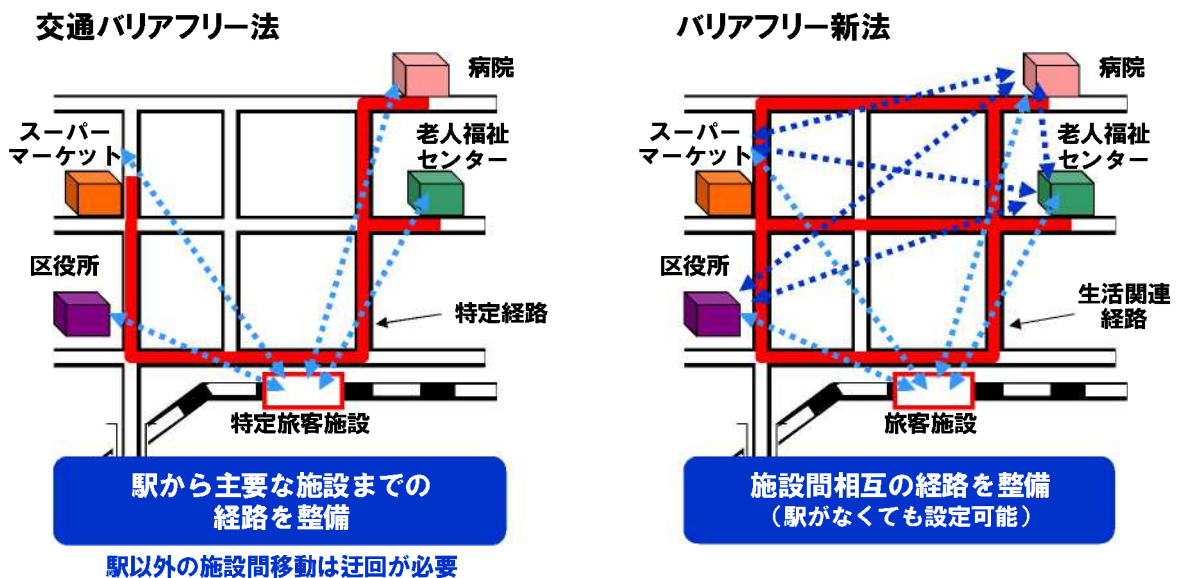


図 2-1 交通バリアフリー法とバリアフリー新法における整備すべき経路の考え方

## 2-2-2 札幌市における重点整備地区の設定

### (1) 重点整備地区設定の基本的な考え方

平成21年に策定した新・札幌市バリアフリー基本構想では、旅客施設や地域の核となる拠点である広域交流拠点や地域中心核（現在は地域交流拠点※4）を中心とした地区を対象に、生活関連施設の立地状況を踏まえて、53の重点整備地区を設定しました。

地区の中心となる旅客施設については、1日当たりの乗降客数5,000人以上のJR・地下鉄駅とし、重点整備地区の範囲は、核となる生活関連施設からの徒歩圏として概ね半径500mあるいは1km四方の範囲を基本に道路、河川、行政界で地区界を定めています。

今回の基本構想の見直しに当たっては、生活関連経路の整備状況などを踏まえて、これまでの重点整備地区については変更せず、引き続き53地区について、重点的に整備を行うこととします。

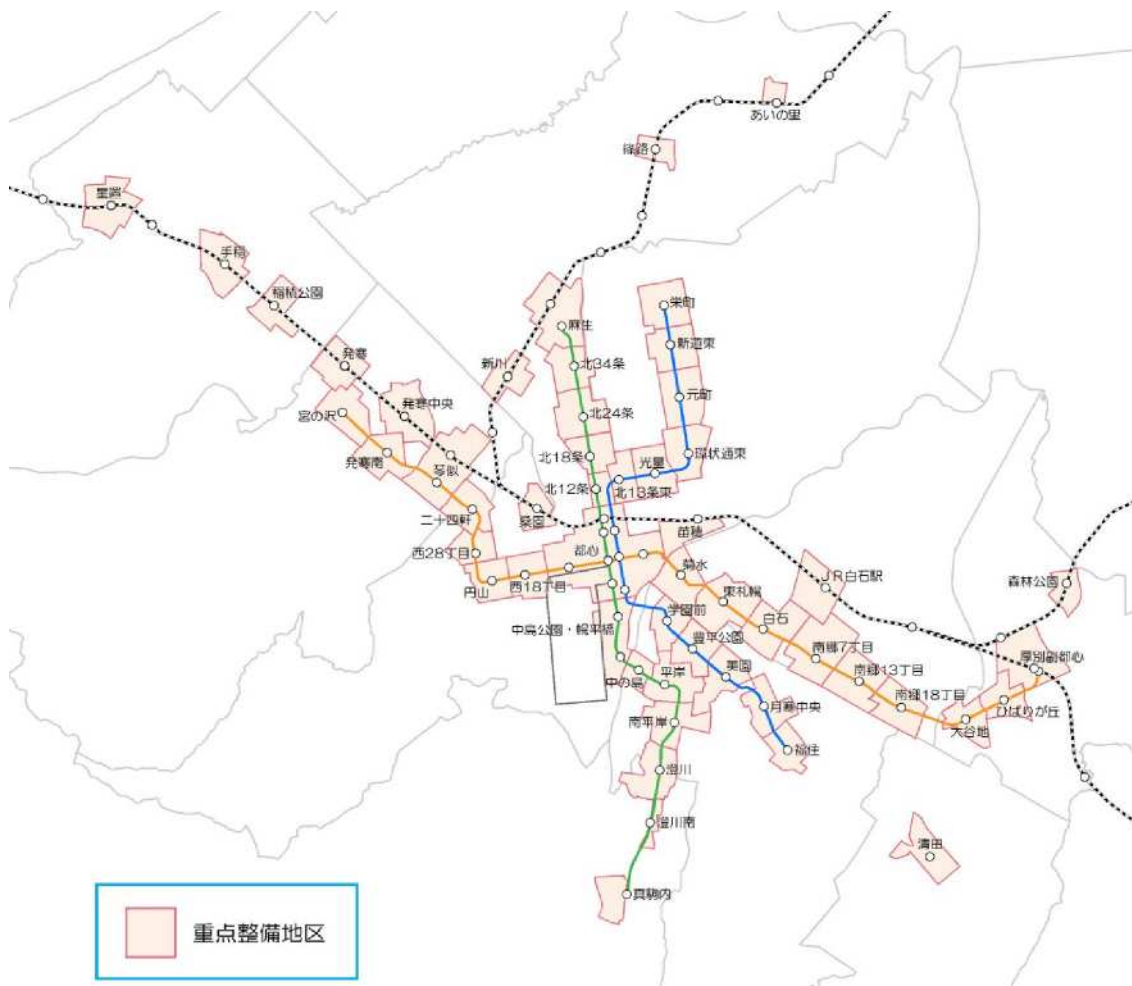


図 2-2 重点整備地区全体図

※4：地域交流拠点とは

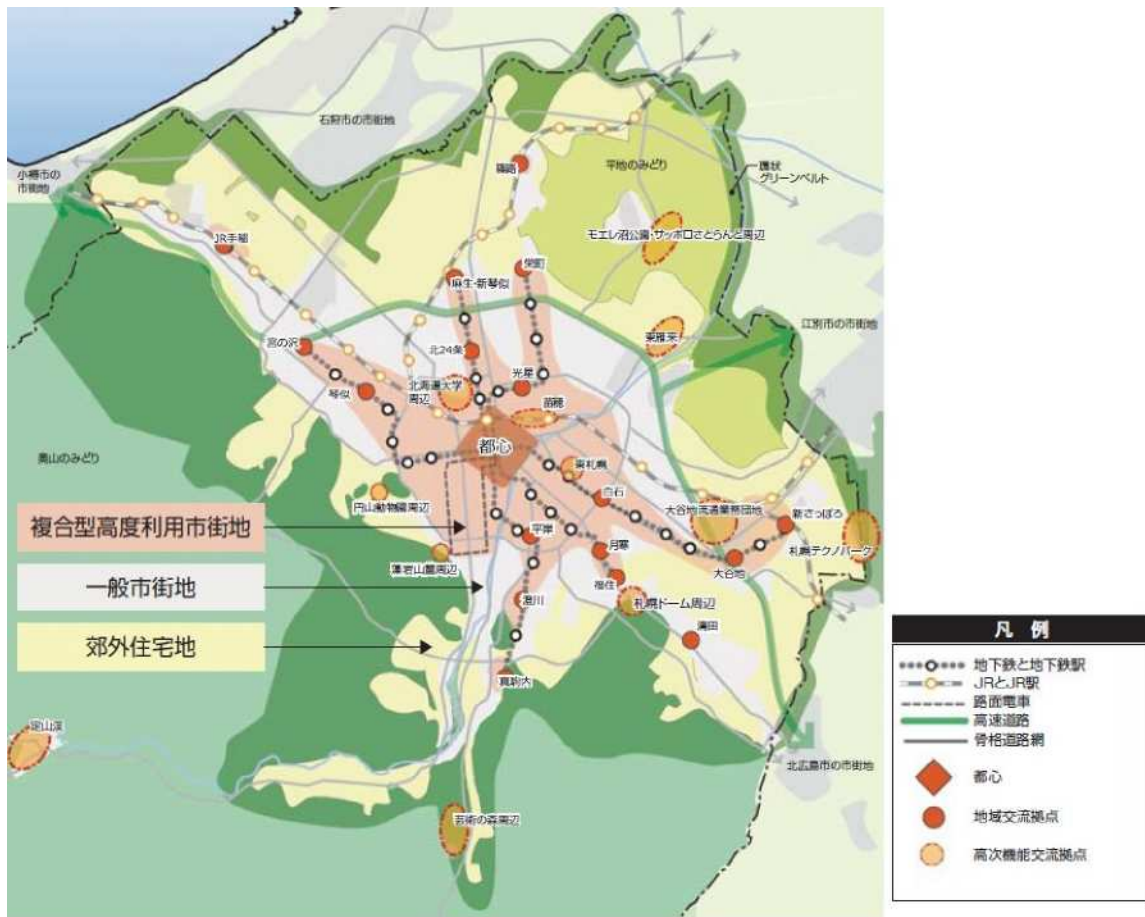
交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域

◆地下鉄始発駅

新さっぽろ、宮の沢、麻生・新琴似、真駒内、栄町、福住

◆その他

大谷地、白石、琴似、北 24 条、平岸、澄川、光星、月寒、手稲、篠路、清田



(資料) 札幌市まちづくり戦略ビジョン (戦略編)

図 2-3 札幌市の都市構造のイメージ

## (2) 重点整備地区の設定

(1) の考え方を基に、以下のとおり重点整備地区を再整理します。

### ① 地域交流拠点

地域交流拠点である以下の 17 地区が重点整備地区となります。

新さっぽろ、宮の沢、麻生・新琴似、真駒内、栄町、福住、大谷地、白石、琴似、北 24 条、平岸、澄川、光星、月寒、手稲、篠路、清田

### ② 旅客施設

1 日当たりの乗降客数 5,000 人以上（平成 20 年度時点）の JR・地下鉄駅は、以下の 60 駅あり、これらの駅を中心とした地区は、引き続き重点整備地区となります。

表 2-1 乗降客数 5,000 人/日以上の駅

路線名	乗降客数 5,000 人/日以上の駅
地下鉄南北線 (16 駅)	全駅（麻生、北 34 条、北 24 条、北 18 条、北 12 条、さっぽろ、大通、すすきの、中島公園、幌平橋、中の島、平岸、南平岸、澄川、自衛隊前、真駒内）
地下鉄東西線 (19 駅)	全駅（宮の沢、発寒南、琴似、二十四軒、西 28 丁目、円山公園、西 18 丁目、西 11 丁目、大通、バスセンター前、菊水、東札幌、白石、南郷 7 丁目、南郷 13 丁目、南郷 18 丁目、大谷地、ひばりが丘、新さっぽろ）
地下鉄東豊線 (14 駅)	全駅（栄町、新道東、元町、環状通東、東区役所前、北 13 条東、さっぽろ、大通、豊水すすきの、学園前、豊平公園、美園、月寒中央、福住）
JR 線 (16 駅)	星置、手稲、稲積公園、発寒、発寒中央、琴似、桑園、札幌、苗穂、白石、厚別、森林公園、新札幌、新川、新琴似、あいの里教育大
合計 60 駅	※「JR 札幌駅と地下鉄さっぽろ駅（南北線、東豊線）」、「地下鉄大通駅（南北線、東西線、東豊線）」、「JR 新札幌駅と地下鉄新さっぽろ駅」をそれぞれ 1 駅とした駅数

（乗降客数は、平成 20 年度時点）

地域交流拠点と旅客施設の重複や隣接する旅客施設の集約などを考慮し設定した重点整備地区は、以下の53地区となります。

表 2-2 重点整備地区及び地区内の旅客施設一覧

主な所在地	重点整備地区	路線名		旅客施設	地域交流拠点	乗降客数 5000人/日以上
中央区	都心	地下鉄	南北線	さっぽろ		○
				大通		○
				すすきの		○
			東西線	西11丁目		○
				大通		○
				バスセンター前		○
			東豊線	さっぽろ		○
				大通		○
				豊水すすきの		○
		JR	函館線	札幌		○
		JR	函館線	桑園		○
		JR	函館線	苗穂		○
		地下鉄	東西線	西18丁目		○
	地下鉄	東西線	円山公園		○	
	地下鉄	東西線	西28丁目		○	
	地下鉄	南北線	中島公園		○	
			幌平橋		○	
北区	新川	JR	札沼線	新川		○
	北12条	地下鉄	南北線	北12条		○
	北18条			北18条		○
	北24条	地下鉄	南北線	北24条	○	○
	北34条			北34条		○
	麻生	地下鉄	南北線	麻生	○	○
		JR	札沼線	新琴似	○	○
	篠路	JR	札沼線	篠路	○	○
あいの里	JR	札沼線	あいの里教育大		○	
東区	北13条東	地下鉄	東豊線	北13条東		○
	光星	地下鉄	東豊線	東区役所前	○	○
	環状通東	地下鉄	東豊線	環状通東		○
	元町	地下鉄	東豊線	元町		○
	新道東	地下鉄	東豊線	新道東		○
	栄町	地下鉄	東豊線	栄町	○	○
		地下鉄	東西線	栄水		○
白石区	東札幌	地下鉄	東西線	東札幌		○
	白石	地下鉄	東西線	白石	○	○
	JR白石駅	JR	函館線	白石		○
	南郷7丁目	地下鉄	東西線	南郷7丁目		○
	南郷13丁目	地下鉄	東西線	南郷13丁目		○
	南郷18丁目	地下鉄	東西線	南郷18丁目		○
	大谷地	地下鉄	東西線	大谷地	○	○
厚別区	ひばりが丘	地下鉄	東西線	ひばりが丘		○
	厚別副都心	地下鉄	東西線	新さっぽろ	○	○
		JR	千歳線	新札幌	○	○
			函館線	厚別		○
	森林公園	JR	函館線	森林公園		○
豊平区	学園前	地下鉄	東豊線	学園前		○
	豊平公園	地下鉄	東豊線	豊平公園		○
	中の島	地下鉄	南北線	中の島		○
	平岸	地下鉄	南北線	平岸	○	○
	南平岸	地下鉄	南北線	南平岸		○
	美園	地下鉄	東豊線	美園		○
	月寒中央	地下鉄	東豊線	月寒中央	○	○
清田区	福住	地下鉄	東豊線	福住	○	○
	清田	-	-	-	○	
南区	澄川	地下鉄	南北線	澄川	○	○
	澄川南	地下鉄	南北線	自衛隊前		○
	真駒内	地下鉄	南北線	真駒内	○	○
西区	二十四軒	地下鉄	東西線	二十四軒		○
	琴似	地下鉄	東西線	琴似	○	○
		JR	函館線	琴似		○
	発寒中央	JR	函館線	発寒中央		○
	発寒	JR	函館線	発寒		○
	発寒南	地下鉄	東西線	発寒南		○
	宮の沢	地下鉄	東西線	宮の沢	○	○
手稲区	稲積公園	JR	函館線	稲積公園		○
	手稲	JR	函館線	手稲	○	○
	星置	JR	函館線	星置		○

(乗降客数は、平成20年度時点)

## 2-2-3 札幌市における生活関連施設の設定

高齢者や障がい者等が利用する施設は、札幌市街地全体に広く存在していることから、2-2-2 で設定した重点整備地区内のバリアフリー化に当たっては、施設の重要度を考慮し、重点整備地区内の生活関連経路を検討することが望ましいと考えます。

そこで、重点整備地区内の生活関連施設については、バリアフリー新法で定められている特別特定建築物<sup>※5</sup>を基本とし、表 2-3 のとおり設定しました。

表 2-3 生活関連施設の設定

分類	生活関連施設	補 足
教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校	<p>○平成 21 年策定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定します。</p> <p>○運動施設のうち都市公園については、重点整備地区内の整備の充実を図るため、公園の種類による役割を考慮し、特殊公園を対象に追加します。</p> <p>○旅客施設は、1 日当たりの平均的な乗降客数 5,000 人以上の特定旅客施設を対象とし、路面電車停留場を追加します。</p> <p>○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区 1 か所以上設定します。</p> <p>※福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設（以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。）については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。</p>
医療施設 <sup>※</sup>	・病院（2,000m <sup>2</sup> 以上）	
娯楽施設 <sup>※</sup>	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場（2,000m <sup>2</sup> 以上）	
文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設（札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館）	
	・図書館（中央図書館、地区図書館） ・美術館、博物館、郷土館、記念館	
商業施設 <sup>※</sup> 商店街	・商業施設（2,000m <sup>2</sup> 以上） ・商店街（飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む）	
郵便局	・郵便局	
宿泊施設 <sup>※</sup>	・宿泊施設（2,000m <sup>2</sup> 以上）	
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所	
	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等（2,000m <sup>2</sup> 以上）	
運動施設 都市公園	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園（総合公園、運動公園、特殊公園）	
避難所	・収容避難場所	
旅客施設	・乗降客数 5,000 人/日以上以上の鉄道駅（地下鉄、JR）、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	



※5：特別特定建築物とは

多数の人が利用する施設として定められる“特定建築物”のうち「主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物」、「不特定多数の人が利用する特定建築物」及び「不特定多数の人が利用する官公署」に該当する建築物

“特別特定建築物のうち”、2,000m<sup>2</sup>以上の施設については、新築、改築時にバリアフリーの基準への適合が義務づけられている

## 特定建築物(多数の人が利用する施設)

### 特別特定建築物

#### ■主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- 教育施設(盲学校、聾学校、養護学校)
- 福祉厚生施設(老人福祉センター、障害者福祉センター、老人ホーム、福祉ホームなど)

#### ■不特定多数の人が利用する特定建築物

- 医療施設(病院、診療所)
- 娯楽施設(劇場、映画館など)
- 集会場、公会堂、展示場
- 商業施設(物品販売、飲食、サービス業)
- 宿泊施設(ホテル、旅館など)
- 運動施設(体育館、プールなど)
- 文化施設(博物館、美術館など)
- 公衆浴場
- 旅客施設(鉄道駅、空港ターミナルなど)
- 駐車場(一般有料駐車場など)
- 公衆便所
- 公共用歩廊

#### ■不特定多数の人が利用する官公署

- 市役所、区役所、保健所、税務署など

一定規模(2,000m<sup>2</sup>)以上で建築する場合、**基準適合を義務づけ**(既存施設は努力義務)

#### ■特定多数の人が利用する建築物

- 教育施設(上記以外の学校)
- 福祉厚生施設(児童福祉センター等上記以外の福祉施設)
- 共同住宅(マンション、下宿など)
- 事務所
- 工場
- 習い事の施設(自動車学校、学習塾など)

図 2-4 特別特定建築物と特定建築物の区分



図 2-5 表示板のマーク